

## 「環境憲章」制定のためのフランス憲法改正法案

門 彬

はじめに

2003年6月25日、ベルベン法相が「環境憲章に関する憲法的法律(案)」<sup>1</sup>(以下「憲法改正法案」という。)を閣議に提出し、了承された。憲法的法律とは、憲法を改正するための法律で、成立すれば、1958年の第五共和制発足後、16回目の憲法改正にあたる。

今回の改正の主旨は、1958年の第五共和国憲法前文に明記された、1789年の「人権宣言」及びこれを確認し、補完する1946年の第四共和国憲法前文に定めた人の社会的及び経済的権利と並んで、環境に対する国民の権利及び義務を新たに憲法前文に書き込み、併せてこの権利及び義務を具体的に定めた「環境憲章」(La Charte de l'environnement)をこの法律で制定しようとするものである。憲法を改正し、「環境憲章」を制定することは、2002年の大統領選挙におけるシラク大統領の公約であった。

同法案は、閣議了承後、直ちに下院(国民議会)に提出されたが、後述するように、提出後、その内容の一部が与党を含めた政界のみならず、各界に賛否の波紋を呼び、法案審議は度々延期された。同法案は、提出からほぼ1年を経た去る2004年6月1日、下院において若干の修正が施された後に可決され、次いで6月24日、上院(元老院)において下院での可決案が無修正で可決された。

しかし憲法改正法を成立させるには、当の憲法第89条により、国会で可決された法文を国民投票にかけて過半数の承認を得るか、大統領が招集する上下両院の合同会議(Congrès)で3/5以上の賛成票を得るか、のいずれかの方法で決めなければならない。政府は、2004年7月26日、

バカンス前の最後の閣議で、同法を両院の合同会議にかけることを決定した。しかし、2004年9月末現在、両院合同会議の日時は未定である。9月26日には、上院の一部改選選挙が行われた。両院合同会議は、10月1日から始まる2004-2005年通常国会の開会後に設定されるものと見られる。

本稿では、2004年9月末現在、成立まで未だ最終手続を残しているが、憲法改正にまで踏み込んだシラク大統領の公約とその背景となったフランスにおける環境問題の歴史を略述し、また、この憲法改正に伴う「環境憲章」制定に向けたラファラン現政権の国民に対する様々な啓蒙活動、さらには、この法案の焦点となった「予防の原則」(principe de précaution)とこれをめぐる国会での審議等を紹介する。

なお、「環境憲章」を含むこの法律の全文を訳出し、本稿の後に掲載したので参考にされたい。

### 1 シラク大統領の公約

2002年春、大統領選挙が行なわれ、引き続き夏に総選挙が行なわれた。2期目の再選を目指すシラク大統領は、決選投票の対立候補として、予想外の極右派が登場したことにより、極右派大統領の当選を阻止しようとする左派の票も集め、圧倒的な得票で再選を果たした。続く6月の総選挙においても、大統領を支持する保守派勢力が、勢いに乗って地滑り的な勝利を収めた。

先に述べたように、「環境憲章」を制定するための憲法改正は、再選を目指すシラク大統領の選挙公約の一つであった。同大統領は、選挙の

1 年前の 2001 年 5 月に、遊説先のオルレアンにおいて、早くもこの「環境憲章」制定の構想を披瀝している<sup>2</sup>。今日、フランスにおいて 7 週間で消費する石油の量が、1950 年当時の 1 年分の消費量に相当する。また地球上のわずか 20%の人々が 86%もの資源を消費している。こうした資源の大量消費が、地球規模での環境の悪化を招いている。大統領は、近年フランス各地を毎年のように襲う大規模な洪水、熱波と乾燥による相次ぐ山火事等々の異変が、地球規模の環境悪化に起因する異常気象によるものであることに危機感を抱き、国民に対して資源の浪費に強い懸念を表明し、環境保護を目指した憲章の制定を訴えたのである。

同大統領は、1 年後、大統領選も終盤に入った 2002 年 3 月 18 日に、ノルマンディ地方のアヴランシュで行なった選挙演説において、「私は、国民が、1789 年の人権宣言と 1946 年の第四共和制憲法前文に掲げられた人の社会的及び経済的権利に加えて、環境憲章を制定し、環境権を共和国憲法に明記することを提案する。このことは（フランス国民にとって）偉大なる進歩となるであろう。環境保護が、通常法律で定めることよりも上位に位置付けられることになるからである。」と述べ、「環境憲章」を共和国憲法に直接結びつけた。大統領は、併せて、将来、フランスのイニシアティブのもとに、WTO のような強力な組織と権限をもった「世界環境機構」(L'Organisation Mondiale de l'Environnement)を設立し、この分野で世界に貢献していくことを約束している<sup>3</sup>。

大統領再選を果たした数か月後の 2002 年 9 月にヨハネスブルグで開催された「環境・開発サミット」の総会における演説で、シラク大統領は、「家が燃えているのに、我々はよそを見ている。」<sup>4</sup>と述べ、国際舞台においても地球環境の悪化に強い警告を発した。

## 2 フランスにおける環境問題(歴史的背景)

フランスにおいて、環境保護は、かつては左派のスローガンであった。1968 年のいわゆる五月革命前後から、環境保護が若者の間で叫ばれるようになり、環境保護活動家が台頭する。これらの活動家を指してエコロジスト(écologiste)という呼称が使われ始めるが、保守派勢力が政治の世界を牛耳っていたこの時代は、エコロジストと言えば、自然回帰を主張するヒッピーか左翼かぶれと見られ、多少揶揄をもって使われた<sup>5</sup>。

しかし、1970 年代以降、経済が飛躍的に発展する中、大気汚染、水質汚濁、騒音等々、さまざまな環境問題が現実が発生する。それでも消費を至上のものとする一般国民の環境に対する関心は総じて低かった。政府も経済成長を優先し、環境汚染は、経済活動から派生する副次的、局所的な問題と捉え、環境対策に投じる予算も他の先進工業国に比べて少なかった。

とはいえ、政府は何もしなかった訳ではない。1971 年には、首相の直属下に自然及び環境保護担当大臣のポスト<sup>6</sup>を新設し、様々な環境対策を打ち出していた。1976 年 7 月には、「自然保護法」<sup>7</sup>が制定され、併せて公害対策も本格化していった。しかしこの法律の主眼は、未だ自然公園、歴史的記念物、景勝地、禁猟区、動植物の生態系等々の保護・保存にあった。

その後、1980 年代になると、経済成長に伴う生活の高度化とともに、大量の産業廃棄物や家庭の廃棄物が生み出されることになる。オランダ、ドイツ、スイス、イギリス、スウェーデン等、周辺の先進国においては、廃棄物規制やリサイクル対策が発展してゆき、社会的な関心も高まって行ったのに対して、フランスでは人々の関心は相変わらず低かった<sup>8</sup>。エコロジストたちによる環境保護運動はこれまで以上に盛んになっていくが、こうした活動家の中には、過激な行動に走る者も少なくなく、一般の人々には

受入れられなかった<sup>9</sup>。

しかし、1980年代後半になると、環境問題は、地球規模の問題と認識されるようになり、消費を中心に据えたフランス人の生活様式も問題視され始め、限られた地球資源をもとに「持続可能な発展」(développement durable)を目指すことが有識者の口の端にのぼるようになっていった。

欧州統合を目指す EC も統一した環境政策を次々と打ち出し、EC 指令が数多く出された。これに伴って、フランスの環境対策、法整備も徐々に進んでいった。

1988年の大統領選挙を機に、多くのエコロジストたちは、人々の支持を得るべく議会制民主主義の方向に路線を変更した。「緑の党」に代表されるような環境保護を党是とする政党がいくつか結成され、エコロジストの運動が次第に政府の政策にも影響を与えるようになっていった。

1989年夏、パリで開かれた G7 会議(アルシュ・サミット)において、ホスト役を務めたミッテラン大統領は、フランス政府が地球規模での環境問題に積極的に取り組んで行くことを言明し、会議での宣言には、環境問題への国際的な取り組みの必要性が盛り込まれた。

このサミットにおける宣言は、3年後の1992年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」において、「リオ宣言」として結実した。

フランス国内においても、アルシュ・サミットの翌1990年10月、下院において、環境問題に関する向こう10年間の目標を定めた「環境のための国家計画」(Plan national pour l'environnement)が採択され、引き続いて1991年5月には、環境省の組織が再編・拡大され、権限が大幅に強化された<sup>10</sup>。

翌1992年7月には、廃棄物に起因する公害を防止するために、これの分別、運搬、処理、及び再利用等を定めた「環境保護のための廃棄

物処理規正法」<sup>11</sup>が制定された。

この頃から、党派を問わず、環境問題は重要な国政課題の一つと見なされるようになる。

ミッテラン前大統領の2期目の任期が終了する直前の1995年2月、保守派バラデュール内閣のもとで、先述の1976年に制定された「自然保護法」が全面的に改正された。「環境保護の強化に関する1995年2月2日の法律第95-101号」<sup>12</sup>である。同法は、時の環境大臣の名を冠して「バルニエ法」(Loi Barnier)と呼ばれている。

その後、1997年には、1期目の保守派シラク大統領のもとで、左派連立内閣を形成した社会党のジョスパン前首相は、環境大臣に「緑の党」の党首ドミニク・ヴォワネ女史を据え、環境保護対策に力を注いだ。

しかし、フランスは、他の先進工業国に比べ、環境対策への取組みに遅れをとり、それが今日まで尾を引いていると言われている<sup>13</sup>。

### 3 新政権下での環境保護啓蒙活動

#### (1) 「環境憲章準備委員会」の立上げ

2002年の大統領選挙後に新内閣首班の指名を受けたラファラン首相は、大統領の意を受けて、環境問題に精力的に取り組んでいった。

首相は、総選挙に勝利した直後の2002年6月27日、早くも環境憲章起草のための諮問委員会「環境憲章準備委員会」を立ち上げた<sup>14</sup>。同委員会は、コレージュ・ド・フランスのイヴ・コパン古生物学教授を委員長とし、政界、官界、法曹界、理工系学会、医学界、経済界、労働界、NGOなど、各界から集めた叡智18名で構成され、通称「コパン委員会」と呼ばれている。同委員会には、環境への国民の権利及び義務、予防の原則、持続可能な発展、汚染者負担の原則、環境教育、国際協力等々を盛り込んだ大統領の大綱に基づく憲章の起草に向けて、法律、科学、倫理等々、多方面からの検討が委ねられた。<sup>15</sup>

## (2) 持続可能な発展のための国民評議会

2002年9月にヨハネスブルグで開催された「環境・開発サミット」の後、同年11月28日には、フランス国内において、政府自らが主催して「持続可能な発展について」と題するシンポジウムが開催されたが、そこで多くの問題が提起された。

翌2003年1月には、官民各界から90名の識者を集めて「持続可能な発展のための国民評議会」(Conseil national du développement durable)が設置された。政府は、この評議会を中心にして、国内10都市及びすべての海外県(4県)の計14か所で、各地の政治家、専門家、一般市民等を集め、順次国民集会(Assis)<sup>16</sup>を開催している。コパン委員長をはじめとする環境憲章準備委員会のメンバーの多くもこれらの集會に参加しているが、時にはラファラン首相や関係閣僚等も出席し、環境政策、現行法の妥当性、限界などについて討論を重ねていった。

2003年1月29日にナント市で開かれた集會には、シラク大統領自身が出席し、「今後自然を尊重することが我々の民主的な意識の本質的な要素の一つとなる。」と述べ、環境保護が未来の世代や発展途上国の人々に対する現代を生きる人々の責任であることを強調し、持続可能な発展を目指した「環境憲章」制定の重要性を再度訴えている<sup>17</sup>。

14回にわたる国民集會には、総計8,000人以上が参加し、このほか、個々の集會と並行してワークショップ、ラウンド・テーブルなどが各地で開催された。また、この間に、政府が、環境政策について、55,000人を対象に行ったアンケート調査に、14,000人から回答を得たほか、1,500件にのぼるインターネットによる自発的な提言が政府に寄せられたという<sup>18</sup>。

## (3) 持続可能な発展週間

政府は、2003年6月2日からの1週間を「持

続可能な発展週間」(la Semaine du développement durable)と名づけ、地方自治体などに働きかけて、環境に関する様々な催しを全国各地で開催した。いわば「環境週間」である。しかし「持続可能な発展」と言っても、一般国民には未だなじみの薄い言葉で、政府は、さらに国民を啓蒙する必要を感じていた<sup>19</sup>。

環境及び持続可能発展省は、先の「持続可能な発展のための国民評議会」や全国で開催された国民集會での議論や意見を集約し、向こう5年間を視野においた報告書「持続可能な発展のための国家戦略」(Stratégie Nationale pour le Développement Durable)をまとめ上げた。

報告書は、約80ページにのぼり、資源の枯渇、種の絶滅、地球温暖化の脅威などを指摘して、環境保護への早急な取組みを訴えたものである。報告書は、現状のまま環境問題を放置していたならば、今後50年間で地球の資源は枯渇し、人々の間に深刻な闘争を生ぜしめるであろうと述べ、市民、企業、自治体、国の各々がその行動様式を変えること、世代間、国民間の連帯をこれまで以上に深めること、地球とその資源について、熟慮に満ち、均衡のとれた管理を行うこと等々を提言し、2003-2008年の具体的な国家戦略を提示している。<sup>20</sup>

ラファラン首相は、「持続可能な発展週間」中の2003年6月3日、関係省間會議を開き、この報告書及び国家戦略を了承した。首相は、「持続可能な発展のための原則の根本は、『人間の尊重と我々のプラネット(地球)の保護』にある」と述べ、5か年の戦略を達成するため、報告書の内容を次年度からの予算に反映させると明言した。<sup>21</sup>

なお「持続可能な発展週間」は、今年2004年も開催され、その期間も6月16日から27日までと11日間に延長されて、様々な行事が全国的に繰り広げられた。<sup>22</sup>

#### 4 憲法改正法案

政府が環境問題に関し、精力的に国民の啓蒙活動を行っていた中、コパン委員会の報告書が完成し、2003年4月8日、コパン委員長が「環境憲章」の草案を含む委員会報告書<sup>23</sup>をシラク大統領に手交した。この草案に基づいて、法務省と環境及び持続可能発展省が協力して、「環境憲章」制定のための憲法改正法案の最終稿を策定した。法案は、同年6月25日、閣議で了承され、国会に提出されたのである。

##### (1) 法案の内容

法案は、全2か条から成る。

第1条は、1958年の第五共和国憲法前文の書出しを次のように改める内容である。(下線部が新たに補充される部分。)

「フランス人民は、1789年の宣言により定められ、1946年の憲法前文により、確認され、補完された人の権利及び国民主権の原理並びに2003年の環境憲章<sup>24</sup>で定める権利及び義務に対する愛着を厳粛に宣言する。」

第2条は、第1条で言及している「環境憲章」にあてられ、憲章前文にあたる7つの考慮事項(considérants)と全10か条にわたる条文からなる。2004年6月、下院での審議において、ルペルティエ環境及び持続可能発展相は、7項目の趣旨からなる憲章前文において、憲章の「哲学と将来展望」を述べ、続く10か条で、環境に対する国民の権利及び義務を具体的に定めたと説明している。<sup>25</sup>

「環境憲章」は、経済及び科学技術の発展並びに人口増等により、自然破壊が回復不能なまでに進展しつつあるという認識のもとに、国民が調和のとれた健全な環境で生活をする権利を確認し、同時にすべての人々が環境を損なう行為を防止する義務を負うことを簡潔に表現している。個々の条文の内容については、後掲の拙訳を参照されたい。

##### (2) 「予防の原則」と各界の反応

憲法改正法案が公表された時から、シラク大統領が提唱し、憲章に書き込まれることになっていた「予防の原則」(principe de précaution)に対して、反対の声が上がっていた。「予防の原則」は、憲章の第5条に謳われ、原案では、以下のようなものであった。

「第5条 公の機関は、科学的知見上未だ不確かなものであったとしても、損害が発生すれば、それが環境に対して深刻でかつ取り返しのつかない影響を与えるとみなされる場合には、予防の原則を適用して、この損害の発生を回避するために適切な応急措置を講じること及び蒙りうるリスクの評価手続を行なうことに留意するものとする。」

この「予防の原則」に関しては、閣議提出前に法案を審査した CONSEIL D'ÉTAT も留保を示していたものであるが、シラク大統領の強い要請で法文の中に明記されたという経緯がある。

「予防の原則」の「予防」の原語 précaution には「用心」、「慎重」という意味が含まれる。この言葉を憲法で裏打ちされた憲章の条文中に書き込むことは、さまざまな面で人々の行動を拘束するものと受け取られ、与党議員を含めて、少なくとも議員が、この憲法改正に消極的な態度を示していたと伝えられている。

フランス経営者団体(MEDEF)のセリエール会長は、早くから「憲法の中に『予防の原則』を書き込むことは、我が国の将来にとって真に危険なことである。(中略)経済成長、技術革新の阻害要因となる。」<sup>26</sup>と再三にわたり同法案に反対を表明してきた。

さらには、多くの科学者や医学者の中からも、研究にブレーキがかかるという強い懸念が表明されていた。「僅かなリスクがあるという単なる疑念にすぎないことが、この原則を適用することにより、明白なリスクがあるというレッテルに貼りかえられる恐れがある。(中略)現代の

技術は、自動車であれ、電気であれ、原子力であれ、すべてリスクを伴うものである。人類に充足した安らぎを与えるという利点を考慮せずに、リスクのみを云々することはできない。」<sup>27</sup>と憂慮を表明していた。科学者や医学者らは、将来、自分達に降りかかる恐れのある訴訟の増加にも危惧を抱いていた。

これに呼応して、保険業界も、増大しうる将来のリスクに対して、今後多大な補償措置等の対策を講じる必要が生じ、「主観的権利」(droit subjectif) が横行するとして強く反発していた。

他方、主要労組は、いずれも「予防の原則」に一定の理解を示し、多大な関心があるとしながらも、「この原則の及び範囲が曖昧で、非現実的である」、「環境と社会との間に横たわる矛盾を制御することの方が困難である」、「環境についての『予防の原則』には反対しないが、われわれは、むしろ様々な社会的問題に対する『予防の原則』を要求する」というような意見を表明した<sup>28</sup>。

逆に、「予防の原則」を積極的に支持し、法案に賛成の署名を集める科学者達もいた。国立科学研究センター(CNRS)所長や自然史博物館長など215名の科学者らで、彼らは「研究にはリスクがつきもので、『予防の原則』はこうしたリスクを制御する道具である。(中略)疑いこそが科学を進歩させる。このことを人々は忘れがちである。」<sup>29</sup>と主張していた。

また、欧州環境権評議会会長を務め、CNRSの環境問題の専門家であるアレクサンドル・キス氏は、「ローマ法には、『汝、行動を起こすときには慎重を期せ、その行動がもたらす結果に留意せよ。』とあり、『予防の原則』は、特に目新しいものではない」と言う<sup>30</sup>。

事実、この「予防の原則」は、1992年のブラジルでの「地球サミット」で成文化され<sup>31</sup>、また同年の「欧州共同体を設立する条約」<sup>32</sup>でも謳われており、フランスでは、国際法上認知さ

れたと見なされている概念である。

フランス国内においても、法案を支持する議員達の中には、「この程度のことは、1995年以来、何十回となくわが国の法規の中に書き込まれてきたことで、このことで何ら危機を招来したことはない。」という者もいた<sup>33</sup>。

前述の1995年に制定された、環境保護強化のためのバルニ工法の第1条は、農事法典(Code rural)の一部を改正する条文で、国の共有財産である自然環境、景観、動植物の多様性、生態系等々の均衡を保つべきことの重要性を謳い、このために「予防の原則」を「環境憲章」第5条と同じような文言で次のように規定している。

「予防の原則の適用により、その時の科学技術的知見に鑑み、確信のないことを理由として、環境に重大かつ取返しのつかない損害のリスクを経済的に許容できる費用で防止するための効果的かつ適切な措置をとることを遅らせてはならない。」<sup>34</sup>

その後、上とまったく同じ文言の条文が、環境法典(Code de l'Environnement)の冒頭にも援用されているのである(L.第110-1条)<sup>35</sup>

### (3) 法案の審議

国会の内外で議論が沸騰する中、法案提出から半年を経た2003年12月に、ようやく下院の法務委員会で法案の審議に入ったが、直ぐに中断された。2004年3月に、今度は、経済問題委員会で再び審議に入ったが、これも中断された。与党議員の中にさえ、「予防の原則」に対する反対派や慎重派が少なからずいたために、いずれも1、2日の散発的な審議で終わってしまったのである。3度目の審議が4月初旬に設定されたが、審議に入る前に延期されてしまった。3度にわたって審議が中断ないし延期されたことから、憲法改正の先行きを危ぶむ声も出はじめていた<sup>36</sup>。

しかし、5月に入り、国会提出から1年近く経つことに業を煮やしたシラク大統領の強い要請で、同法案の本格的な審議入りが決定された。

5月中旬から、下院法務委員会及び経済問題委員会で法案の審議が始められた。5月25日と26日の両日に本会議審議に付され、6月1日、採決が行われた。下院での審議は、専ら憲章の第5条に謳われた「予防の原則」に焦点を絞って激論が戦わされた。最終的には、第5条に若干の修正を加えた上、さらにこの修正を補完するために、全2か条の法案に、新たに第3条を加えた<sup>37</sup>。

憲章の第5条の修正は、「予防の原則」を行使するのは、行政庁の各々の職権の及ぶ範囲に限定すると、明記したことである。また、あらたに加えられた法案の第3条によって、環境保護に関する基本原則は、憲法第34条による法律で定める基本法の対象とする、換言すれば、環境保護に関しては、教育や国防等と同様に、重要法規の制定、改廃は、国会の審議に付さなければならない、という厳密な枠がはめられた。

6月1日の採決には、審議をボイコットした与野党議員も少なからず出た。党派を問わず、理由はともあれ、環境問題で正面きって反対票を投ずることには、政治的なリスクを伴うので、ボイコット戦術に出た議員がいたと報じられている。法案は、有効投票総数532票中、賛成328票、反対10票で可決された。残り194票は棄権票である。反対票の10票は、すべて与党の国民多数連合とフランス民主連合の議員であった。左派の社会党、共産党、緑の党は、押しなべて棄権票を投じた。<sup>38</sup>

環境保護を党是とする緑の党は、法案に賛成するか棄権するかで、最後まで迷ったようである。ジョスパン前政権時代に環境大臣を務め、その後下野していた緑の党の重鎮であるドミニク・ヴォワネ女史が、「環境憲章」に強い支持を表明していたからである。

最大野党である社会党の下院幹事長は、同党が棄権票を投じたのは、環境保護には賛成だが、この法案には欠陥があり、「予防の原則」が将来どのような結果をもたらすものなのか、多大な危惧を抱いたためであると弁明した。

下院で可決された法案は、直ちに上院に送付され、上院では6月中旬から審議が始まった。上院においても、下院と同様、まず法務委員会及び経済問題委員会で審議された。しかし、上院法務委員会は、下院における審議で問題点は出尽くしたとして、6月23日と24日に予定されている本会議での審議の後、下院での可決法案を無修正で可決するよう勧告した。国会の会期末(6月30日)が迫っていたのである。与党側は、修正案の提出動議をことごとく却下して、24日、採決に持ち込んだ。

結果は、有効投票総数311票中、賛成173票、反対92票、棄権46票であった。<sup>39</sup>反対票の多くは社会党票であった。社会党は、上院での議事運営に態度を硬化させ、下院での棄権から一転して反対票を投じた。しかし、上院においても、与党から棄権票や反対票を投ずる者が少なからず出た。また審議を拒否したり、投票をボイコットする議員も数名出た。報道によれば、上院における審議は、与党がすべての修正案提出を封じ込めたこともあって、低調なものに終わったという。上院での議事運営には、与党陣営からも批判が出たが、野党社会党の上院幹事長は、「何のための二院制か、上院はまたもや法案の登記所となりさがった」と怒りを露わにした<sup>40</sup>。

冒頭に述べたように、この憲法改正法案は、上下両院の合同会議を開き、3/5以上の賛成票を得なければならない。10月1日から開かれる国会の2004-2005年の会期中に、大統領による合同会議の招集があるものと思われる。

紆余曲折を経ながらも「法案が両院で可決されたことで、憲法改正に青信号が灯った」と報

じた新聞もある<sup>41</sup>。一方、採決の際の上下両院の票数を単純計算すると、賛成票を投じたのは両院合わせて 501 票で、これは両院の総議席数 898 の 55.8% にしか相当せず、3/5 すなわち 60% に達しない。従って、憲法改正が成立しない場合もありうると示唆する報道もある<sup>42</sup>。どのような結果が出るのか注目されるところである。

注

<sup>1</sup> 下院サイト:Projet de loi constitutionnelle relatif à la Charte de l'environnement (Assemblée nationale N° 992)

<<http://www.assemblee-nationale.fr/12/projets/pl0992.asp>> (last access 2004.7.26)

<sup>2</sup> エリゼ宮サイト:「オルレアンにおける大統領の環境に関する演説」(Discours de Monsieur Jacques CHIRAC Président de la République sur l'environnement (Orléans))<[http://www.elysee.fr/cgi-bin/auracom/aurweb/search/file?aur\\_file=discours/2001/010503OR.html](http://www.elysee.fr/cgi-bin/auracom/aurweb/search/file?aur_file=discours/2001/010503OR.html)> (last access 2004.7.26)

<sup>3</sup> 環境及び持続可能発展省サイト:「アヴランシュにおけるジャック・シラクの演説」(Discours de Jacques Chirac le 18 mars 2002 à Avranches)<<http://www.charte.environnement.gouv.fr/index.php?cID=-2&Nvid=9>> (last access 2004.7.5)

<sup>4</sup> エリゼ宮サイト:「持続可能な発展に関する世界サミット総会における大統領の演説」(Discours de Monsieur Jacques CHIRAC Président de la République devant l'Assemblée plénière du Sommet mondial du développement durable)

<[http://www.elysee.fr/cgi-bin/auracom/aurweb/search/file?aur\\_file=discours/2002/0209AF01.html](http://www.elysee.fr/cgi-bin/auracom/aurweb/search/file?aur_file=discours/2002/0209AF01.html)> (last access 2004.7.26)

<sup>5</sup> écologiste という語は、時にはエコロ(écolo)と短縮して使われることもあった。この場合には、「若いツバメ」を意味するジゴロ(gigolo)や無産者(プロレタリア)を意味するプロロ(prolo)等を想起させ、完全な蔑称であった。

<sup>6</sup> その後、環境担当省とその大臣ポストの名称は、目まぐるしく変わり、地位も次官クラスに格下げされたり、消滅することさえあった。

<sup>7</sup> 「自然保護に関する 1976 年 7 月 10 日の法律第 76-629 号」(Loi n° 76-629 du 10 juillet 1976 relative à la protection de la nature)

フランス政府法令サイト Legifrance より検索:<<http://www.legifrance.gouv.fr/>>

<sup>8</sup> 例えば 1980 年代末から 90 年代初めにかけて、近隣諸国からフランスに向けて廃棄物が輸出され、フランスは廃棄物の処分場と化すありさまであった。1991 年には、1 日に数千トンにもものぼる廃棄物がフランス国内に持ちこまれていたという。(新倉俊一他編『事典現代のフランス 増補版』大修館書店、1997、増補p.62.)

<sup>9</sup> 1982 年、リヨン郊外に建設中の原子力発電所に、ローヌ川の対岸からロケット砲が数発打ちこまれ、人々を震撼させた。犯人は不明であったが、「エコロジスト」を名乗る者の犯行声明があった。(注(8)に同じ。p.111)

<sup>10</sup> 国立産業環境及びリスク研究所( Institut national de l'environnement industriel et des risques:INERIS ) サイトより、「環境保護に関する法規集」(Sommaires thématique de la réglementation; Tous les textes réglementaires organisés par thème et par rubrique de la nomenclature) : Circulaire du 10 mai 1991 relative au renouveau du service public organisation de l'inspection des installations classées pour la protection de l'environnement

<<http://aida.ineris.fr/>> (last access 2004.8.16)

<sup>11</sup> Loi no 92-646 du 13 juillet 1992 relative à l'élimination des déchets ainsi qu'aux installations classées pour la protection de l'environnement

フランス政府法令サイト Legifrance より検索:

<<http://www.legifrance.gouv.fr/>>

<sup>12</sup> Loi no 95-101 du 2 février 1995 relative au renforcement de la protection de l'environnement

フランス政府法令サイト Legifrance より検索:

<<http://www.legifrance.gouv.fr/>>

<sup>13</sup> 「隣国に遅れをとるフランスの環境対策」*Figaro*

2003.6.2.その他

<sup>14</sup> 首相官邸サイト:「環境憲章準備委員会委員の任命」(Désignation des membres de la Commission pour la préparation de la Charte de l'environnement)

<[http://www.premier-ministre.gouv.fr/acteurs/communiqués\\_4/designation\\_membres\\_commission\\_pour\\_34390.html?var\\_recherche=desination+Commission+Doppens](http://www.premier-ministre.gouv.fr/acteurs/communiqués_4/designation_membres_commission_pour_34390.html?var_recherche=desination+Commission+Doppens)> (last access 2004.9.26)

<sup>15</sup> 環境及び持続可能発展省サイト:「委員会の使命と任務」(Missions et travaux de la commission)

<[http://www.charte.environnement.gouv.fr/index.php?cID=-13&Nvid=29&print\\_version=1](http://www.charte.environnement.gouv.fr/index.php?cID=-13&Nvid=29&print_version=1)> (last access 2004.7.5)

<sup>16</sup> 日本でのタウン・ミーティング(市民集会)に相当する。

<sup>17</sup> エリゼ宮サイト:「環境憲章についての国民集会における大統領の演説」(Discours de Monsieur Jacques CHIRAC Président de la République à l'occasion des premières Assises de la Charte de l'environnement)<[http://www.elysee.fr/cgi-bin/auracom/aurweb/search/file?aur\\_file=discours/2003/0301NAN.html](http://www.elysee.fr/cgi-bin/auracom/aurweb/search/file?aur_file=discours/2003/0301NAN.html)> (last access 2004.7.21)

この時は、ナント市がロアール河口の海岸に近い都市であったため、大統領は、演説内容の多くを、頻発する石油タンカー事故などによる海洋汚染に費やしている。

<sup>18</sup> 環境及び持続可能発展省サイト:「環境憲章のための国民会議の総括」(Bilan de la consultation nationale pour la Charte de l'environnement)

<<http://www.charte.environnement.gouv.fr/index.php?cID=-1&Nvid=196>> (last access 2004.8.17)

<sup>19</sup> 首相官邸サイト:「初の持続可能な発展週間」(La première semaine du développement durable)

<<http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/act>

ualites\_20/premiere\_semaine\_developpement\_durabl  
e\_39735.html?var\_recherche=La+premiere+sema  
ine+du+d%E9veloppement+durable> (last access  
2004.9.28)

「フランス、持続可能な発展に活を入れる」

*Figaro* 2003.6.2.

<sup>20</sup> 首相官邸サイト：「持続可能な発展のための国家戦略」  
(une stratégie nationale pour le développement  
durable)

<[http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/lett  
re\\_gouvernement\\_50/dossier\\_une\\_strategie\\_nationale  
\\_39930.html?var\\_recherche=D%E9veloppement+dur  
able+%3A+le+Gouvernement+a+pr%E9sent%E9+m  
ardi+la+strat%E9gie+nationale](http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/lett<br/>re_gouvernement_50/dossier_une_strategie_nationale<br/>_39930.html?var_recherche=D%E9veloppement+dur<br/>able+%3A+le+Gouvernement+a+pr%E9sent%E9+m<br/>ardi+la+strat%E9gie+nationale)> (last access  
2004.9.28)

<sup>21</sup> 首相官邸サイト：「持続可能な発展のための関係省間  
会議：持続可能な発展のための政府の戦略」(Conseil  
interministériel pour le développement durable : le  
Gouvernement met en place la stratégie de  
développement durable)

<[http://www.premier-ministre.gouv.fr/acteurs/commu  
niques\\_4/conseil\\_interministeriel\\_pour\\_developpeme  
nt\\_39744.html?var\\_recherche=Conseil+interminist  
%E9riel+pour+le+d%E9veloppement+durable+strat  
%E9gie+de+d%E9veloppement+durable+>](http://www.premier-ministre.gouv.fr/acteurs/commu<br/>niques_4/conseil_interministeriel_pour_developpeme<br/>nt_39744.html?var_recherche=Conseil+interminist<br/>%E9riel+pour+le+d%E9veloppement+durable+strat<br/>%E9gie+de+d%E9veloppement+durable+>)  
(last access 2004.9.28)

<sup>22</sup> 首相官邸サイト：「持続可能な発展：未来に向けた行動」  
(Développement durable : agir et se mobiliser pour  
l'avenir)

<[http://www.premier-ministre.gouv.fr/chantiers/prepa  
rer\\_avenir\\_153/developpement\\_durable\\_agir\\_se\\_370  
80.html?var\\_recherche=Conseil+interminist%E9riel+  
pour+le+d%E9veloppement+durable+>](http://www.premier-ministre.gouv.fr/chantiers/prepa<br/>rer_avenir_153/developpement_durable_agir_se_370<br/>80.html?var_recherche=Conseil+interminist%E9riel+<br/>pour+le+d%E9veloppement+durable+>)(last access  
2004.9.26)

<sup>23</sup> 環境及び持続可能発展省サイト：「環境憲章準備のた  
めのコパン委員会報告書」(*Rapport de la Commission  
Coppens de Préparation de la Charte de  
l'Environnement*)

<[http://www.charte.environnement.gouv.fr/UPLOAD/  
images/157\\_467\\_Rapport%20Coppens\\_150403.doc](http://www.charte.environnement.gouv.fr/UPLOAD/<br/>images/157_467_Rapport%20Coppens_150403.doc)>  
(last access 2004.7.12)

<sup>24</sup> 原案では「2003年の環境憲章」であったが、2004年  
6月の下院審議において、この部分は、「2004年の環境  
憲章」に修正された。

<sup>25</sup> 首相官邸サイト：「環境憲章に関する憲法案、下院で  
採決」(Le projet constitutionnel relatif à la Charte de  
l'environnement voté à l'Assemblée)

<[http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/act  
ualites\\_20/projet\\_constitutionnel\\_relatif\\_charte\\_4404  
3.html?var\\_recherche=Charte+de+l%5C%27Environ  
nement+l%5C%27Assembl%E9e](http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/act<br/>ualites_20/projet_constitutionnel_relatif_charte_4404<br/>3.html?var_recherche=Charte+de+l%5C%27Environ<br/>nement+l%5C%27Assembl%E9e)> (last access 2004.  
6.15)

<sup>26</sup> 「環境憲章への疑念と不安」

「大統領の改革、与党議員の熱狂を生まず」

*Le monde* 2004.3.3

<sup>27</sup> 同上。

<sup>28</sup> 同上。

<sup>29</sup> 「危機に瀕する環境憲章」 *Libération* 2004.4.14

<sup>30</sup> 同上。

<sup>31</sup> 「リオ宣言」の全部で27ある原則のうち、第15原則は、次のように記されている。(「環境憲章」と比較するため、フランス語から仮訳した。)

「第15原則：環境を保護するために、各国は、その能力に応じて、予防措置を広く講じなければならない。重大又は取返しのつかない損害の危険性がある場合には、絶対的な科学的確信がないことで、環境悪化を防ぐ効果的措置を執ることを遅らせる口実にしてはならない。」

環境及び持続可能発展省サイト：Déclaration de Rio sur l'environnement et le développement :

PRINCIPE 15

<[http://www.charte.environnement.gouv.fr/index.php?  
cID=8&Nvid=53](http://www.charte.environnement.gouv.fr/index.php?cID=8&Nvid=53)> (last access 2004.7.20)

<sup>32</sup> 「欧州共同体を設立する条約」 第十九編 環境 第174条 [環境政策の目的] 第2項の前半は、次のように記している。

「共同体の環境政策は、共同体の各地域における事情の多様性を考慮しながら高度の保護水準を目指す。それは、事前予防の原則、並びに予防措置が講じられるべきこと、環境損害は先ず原因において是正されるべきこと、及び汚染者が負担を負うべきことという原則に基礎を置く。(後略)」大沼保昭・藤田久一編『国際条約集 2003年版』有斐閣、2003. p.483.)

<sup>33</sup> 注(26)に同じ。

<sup>34</sup> 注(12)に同じ。

<sup>35</sup> 「環境法典」(法律の部)(Code de l'Environnement (Partie Législative) Article L110-1) フランス政府法令サイトLegifranceより検索：

<<http://www.legifrance.gouv.fr/>>

<sup>36</sup> 注(29)に同じ。

<sup>37</sup> 別稿の法文の訳を参照のこと。

<sup>38</sup> 下院サイト：Analyse du scrutin N° 479 (投票分析) Séance du 1er juin 2004 Scrutin public sur l'ensemble du projet de loi constitutionnelle relatif à la Charte de l'environnement.

<<http://www.assemblee-nationale.fr/12/scrutins/jo0479.asp>> (last access 2004.7.22)

<sup>39</sup> 上院サイト：Analyse politique du scrutin n°183 - séance du jeudi 24 juin 2004 (投票分析)

<<http://www.senat.fr/scrutin/s03-329.html>>

(last access 2004.7.15)

<sup>40</sup> 「環境憲章、熱狂もなく上院で承認」 *Le monde* 2004.6.25

<sup>41</sup> 「環境憲章、国会で採決」 *Les Echos* 2004.6.25

<sup>42</sup> 注(40)に同じ。

参考文献 (注で用いたものは除く)

(1) 首相官邸サイト：「環境憲章の準備」(La préparation de la Charte de l'environnement)

<[http://www.archives.premier-ministre.gouv.fr/raffarin\\_version1/fr/ie4/contenu/44058.htm](http://www.archives.premier-ministre.gouv.fr/raffarin_version1/fr/ie4/contenu/44058.htm)>  
(last access 2004.9.28)

(2) 首相官邸サイト：「環境：持続可能な発展、憲法的原則」(Environnement : le développement durable, principe constitutionnel)

---

<[http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/actualites\\_20/environnement\\_developpement\\_durable\\_principe\\_39962.html?var\\_recherche=enjeu+constitutionnel+charte](http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/actualites_20/environnement_developpement_durable_principe_39962.html?var_recherche=enjeu+constitutionnel+charte)> (last access 2004.9.28)

(3) 首相官邸サイト：「憲法的法律案、環境憲章（閣議報告：2003.6.25）」（Projet de loi constitutionnelle, La Charte de l'environnement）

<[http://www.archives.premier-ministre.gouv.fr/raffarin\\_version1/fr/ie4/contenu/39961.htm](http://www.archives.premier-ministre.gouv.fr/raffarin_version1/fr/ie4/contenu/39961.htm)> (last access 2004.9.28)

(4) 首相官邸サイト：「環境憲章、上院で可決」（La Charte de l'environnement adoptée par le Sénat）

<[http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/actualites\\_20/charte\\_environnement\\_adoptee\\_par\\_44713.html?var\\_recherche=Charte+de+l%5C%27environnement+Senat](http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/actualites_20/charte_environnement_adoptee_par_44713.html?var_recherche=Charte+de+l%5C%27environnement+Senat)> (last access 2004.9.28)

(5) 環境及び持続可能発展省サイト：Communiqué relatif à la Charte de l'environnement

<[http://www.ecologie.gouv.fr/article.php3?id\\_article=1543](http://www.ecologie.gouv.fr/article.php3?id_article=1543)> (last access 2004.7.15)

(6) 上院サイト：Projet de loi constitutionnelle relatif à la Charte de l'environnement (N°102 SÉNAT)

<[http://ameli.senat.fr/publication\\_pl/2003-2004/329.html](http://ameli.senat.fr/publication_pl/2003-2004/329.html)> (last access 2004.7.15)

[ 2004 年 9 月 30 日脱稿 ]

( かど あきら・海外立法情報調査室 )

## 環境憲章に関する憲法的法律案

### Projet de loi constitutionnelle relatif à la Charte de l'environnement (注)

門 彬 訳

#### 第1条

憲法前文の第1項の末尾に「並びに2004年の環境憲章に定める権利及び義務」を加える。

#### 第2条

2004年の環境憲章を次のように定める。

フランス人民は、

自然の資源及び均衡が人類の出現を条件付けたことを考慮し、

人類の将来及び存在そのものが自然環境と切り離すことができないことを考慮し、

環境が人類の共有財産であることを考慮し、

人が生命の条件及び生命そのものの進化に増大する影響を及ぼしていることを考慮し、

生物の多様性、人の開花及び人類社会の進歩が、消費又は生産のある種の態様及び自然資源の過剰な開発から影響を受けることを考慮し、

環境保護が、国家の他の基本的利益と同じように追求されるべきものであることを考慮し、

持続可能な発展を保障するために、現在の要求に応えるための選択が、将来の世代及び

他国の人々が彼ら自身の要求を満たす能力を阻害することがあってはならないことを考慮して、

次のことを宣言する。

第1条 人はそれぞれ、調和がとれ、かつ、健康を尊重する環境の中で生きる権利を有する。

第2条 何人も環境の保護及び改善に参加する義務を有する。

第3条 何人も、法に定める条件において、みずからが環境にもたらし得る損傷を未然に防ぎ、又はやむをえない場合には、その結果を最小限に留めなければならない。

第4条 何人も、法の定める条件において、みずからが環境に生じさせた損害を賠償する責を負わなければならない。

第5条 公の機関は、科学的知見上未だ不確かなものであったとしても、損害が発生すれば、環境に対して深刻かつ取返しのつかない影響を及ぼしうると見なされる場合には、予防の原則を適用し、それぞれの職権の及ぶ範囲内で、この損害の発生を回避するために危険の評価

手続を行なうこと及び適切な応急措置を講ずることに留意する。

第6条 公共政策は、持続可能な発展を推進するものでなければならない。このために、これらの政策は、環境の保護及びその利用、経済開発並びに社会の進歩を調和させるものとする。

第7条 何人も、法の定める条件及び制限の下において、公の機関が保持する環境に関する情報を入手し、かつ、環境に影響を及ぼす公的決定の策定に参加する権利を有する。

第8条 環境についての教育及び訓練は、この憲章に定める権利及び義務の行使に寄与しなければならない。

第9条 研究及び技術革新は、環境の保護及びその利用に協力しなければならない。

第10条 この憲章は、フランスの欧州における活動及び国際的な活動を律する。

### 第3条

憲法第34条の第15段落の次に第16段落として「 - 環境保護」を加える。

### 注

この憲法改正法案は、解説で述べたように、国会の上下両院で可決されたが、2004年9月末現在、憲法改正の最終手続が残されている。従って、法案に対する修正の余地はないものの、厳密には未だ法律案の段階であり、当然のことながら法令番号及び制

定の年月日も付されていない。

法文の訳は、2004年6月24日に上院で可決された法案のテキスト（先議した下院の可決文と同文）を底本にした。（下記のサイトからダウンロード。）

また、翻訳に際しては、環境及び持続可能発展省がそのサイトで公表している「逐条解説 (texte et commentaires)」を参照した。（ただし、この解説は、修正後の法案に対してではなく、政府提出原案に対するものである。）

上院サイト：Projet de loi constitutionnelle relatif à la Charte de l'environnement (N° 102 SÉ NAT adopté le 24 juin 2004)

[http://ameli.senat.fr/publication\\_pl/2003-2004/32\\_9.html](http://ameli.senat.fr/publication_pl/2003-2004/32_9.html) (last access 2004.7.15)

環境及び持続可能発展省サイト：La Charte de l'environnement est prête (texte et commentaires) <http://www.charte.environnement.gouv.fr/index.php?cID=-1&Nvid=195> (last access 2004.7.5)

フランス共和国憲法については、新倉俊一他編『事典現代のフランス 増補版』（大修館書店、1997）中の稲本洋之助訳「第5共和国憲法典」（1996年2月22日の改正まで）及び樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集 第4版』（三省堂、2001）中の「フランス第五共和国憲法[1958年]」を参考にした。また、第四共和国憲法前文については、後者の「解説世界憲法集 第4版」中の「フランス第四共和国憲法[1946年]」[抄]を参照した。

### 【追記】

なお、2004年12月9日になって、ラファラン首相は、この憲法的法律案を最終的に成立させるため、両院合同会議を2005年の上半期（日時未定）に開催すると言明した。（*Les Echos*紙、2004.12.10）

（かど あきら・海外立法情報調査室）

